



せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署（所在地：栗原市瀬峰下田50-8 電話：0228-38-3131）

管内の労働災害は6.3%減と減少傾向を維持

▶本号では、第77回全国労働衛生週間、最低賃金の改正、ゼロ災&健康トライアル2026についてお知らせします。

▶ゼロ災&健康トライアル2026の申込み期限が令和8年10月9日（金）と残り1か月余りに迫ってきています。事業場全体で「労働災害ゼロ」と「健康づくりに関する取組」を100日間実践する、従業員ファーストのトライアルです。職場全体で安全と健康に対する意識の向上に役立つ取組ですので、まだ申し込んでいない事業者の皆様、奮ってご参加願います。

▶瀬峰署管内における休業4日以上の労働災害発生状況等についてお伝えします。

令和8年1～7月の瀬峰署管内の休業4日以上の死傷者数は、下記のとおり前年同期比で5人減少、率にして6.3%と先月に引き続いて減少を維持しており、死亡災害は令和7年に続いて0件となっています。

業種別では、運輸交通業が前年同期比66.7%、清掃・と畜業が前年同期比200%と先月と同様に大幅に増加しており、鉱業も前年同期比46.2%と増加しています。

瀬峰署管内の労働災害発生状況

令和8年8月10日現在

※休業4日以上（新型コロナウイルス感染症を除く）

年 別 業 種 別	令和7年 1～7月		令和8年 1～7月		前年同月増減			
					死傷		死亡	
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	増減数	増減率	増減数	増減率
全産業	79		74		-5	-6.3%		
製造業	13		19		6	46.2%		
鉱業								
建設業	19		13		-6	-31.6%		
運輸交通業	3		5		2	66.7%		
貨物取扱業								
農業	2		1		-1	-50.0%		
林業	3		2		-1	-33.3%		
畜産・水産業	4		2		-2	-50.0%		
商業	15		13		-2	-13.3%		
金融・広告業	1				-1	-100.0%		
映画・演劇業								
通信業	4		1		-3	-75.0%		
教育・研究業								
保健衛生業	11		11					
接客娯楽業			1		1			
清掃・と畜業	1		3		2	200.0%		
官公署								
その他の事業	3		3					

第77回 全国労働衛生週間について

第77回 全国労働衛生週間

2026（令和8）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 労働者の健康の保持増進を図るための取組
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組
- 個人事業者等の安全衛生の確保に関する取組
- 治療と就業の両立支援対策
- 化学物質による労働災害に関する取組
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 労働衛生3管理の推進等
- 過重労働による健康障害防止対策
- 作業内容や働き方に応じた取組
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 作業環境の特性に応じた取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



都道府県労働局・労働基準監督署

10月1日から7日までの1週間、全国労働衛生週間を実施します。今年度のスローガンは、「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」です。9月1日から30日までの準備月間も含めた期間中は、各職場における巡視、スローガンの掲示、労働衛生に関する教育研修などを実施していただき、事業者、労働者ともに労働衛生に対する取組を一段と強化していただきますよう、お願いいたします。

宮城県最低賃金の改正答申について

令和8年10月1日より時間額1,098円となる見込み

令和8年度宮城県最低賃金の改正について、宮城地方最低賃金審議会において調査審議が行われ、令和8年8月5日に「時間額1,098円」に改正することが適当であるとの答申が宮城労働局長に対して行われました。

この答申に対する諸手続きを経て、令和8年10月1日に最低賃金が発効される予定となります。事業主の皆さまにおかれましては、発効予定日に向けて賃金を引き上げるよう、各種賃金引き上げの支援策のご活用をご検討ください。

各支援策は→をご覧ください。

